

あいち医療ツーリズム研究会の設立趣旨について

1 あいち医療ツーリズム研究会開催要綱

(目的)

第1条 あいち医療ツーリズム研究会（以下「研究会」という。）は、既存の医療の受入余力を活用し、地域医療に影響を及ぼさない範囲において、外国人患者への先進的な医療や最先端の医療機器等による健診の実施など、本県の優れた医療技術の提供による医療の国際化の推進を図り、併せて訪日外国人の本県への誘客を促進するため、医療ツーリズム推進に向け調査・研究を行い、その結果を基に推進方策等について提言することを目的に開催する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査・研究等を行う。

- (1) 医療ツーリズム実施における課題の抽出と解決策の検討
- (2) 県内の医療ツーリズム実施医療機関の把握
- (3) 訪日外国人の医療ニーズの把握
- (4) 医療ツーリズム推進方策等の提言

(構成)

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 研究会は、健康福祉部保健医療局長が招集する。

2 研究会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長は、会務を総括する。

4 構成員は、やむを得ない事情により研究会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 座長は、必要に応じて関係者を研究会に出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 研究会は、原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は研究会を公開することにより当該研究会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該研究会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については、座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、健康福祉部保健医療局医務国保課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行し、提言した日限り、その効力を失う。

別表

氏名	職名
石川 清	一般社団法人愛知県病院協会 理事
石黒 直樹	名古屋大学医学部附属病院 院長
川原 弘久	医療法人偕行会 理事長
近藤 康明	医療法人松柏会 専務理事
佐藤 啓二	愛知医科大学 学長
城 卓志	名古屋市立大学病院 院長
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
星長 清隆	藤田保健衛生大学 学長
柵木 充明	公益社団法人愛知県医師会 会長
渡邊 正臣	一般社団法人愛知県歯科医師会 会長

（五十音順 敬称略）

2 スケジュール

